

広島県選挙管理委員会告示第五十三号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として指定している次の施設の指定を取り消した旨、東広島市選挙管理委員会から報告があつた。

平成二十六年十一月十七日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

施設の名称	所在地	取消年月日
南方下組老人集会所	東広島市黒瀬町南方二四五〇番地一	平成二六年四月一日